

設置条例改正のポイント

1 法改正に伴って卸売市場が遵守しなければならないルールは以下の 5 項目

既に現条例で担保されている項目もある。

- ① 売買取引の方法の公表（設置条例第 16 条）
- ② 差別的取扱いの禁止（設置条例第 19 条第 1 項）
- ③ 代金決済ルールの策定・公表（設置条例第 28 条、29 条）
- ④ 取引条件の公表（条例改正によって条文追加）

卸売業者は、以下の内容についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

営業日及び営業時間、取扱品目、生鮮食料品等の引き渡しの方法、委託手数料その他生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額、生鮮食料品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払い方法、奨励金等がある場合には、その種類、内容およびその額

- ⑤ 取引結果の公表（条例改正によって条文追加）

●卸売業者は、以下の内容についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

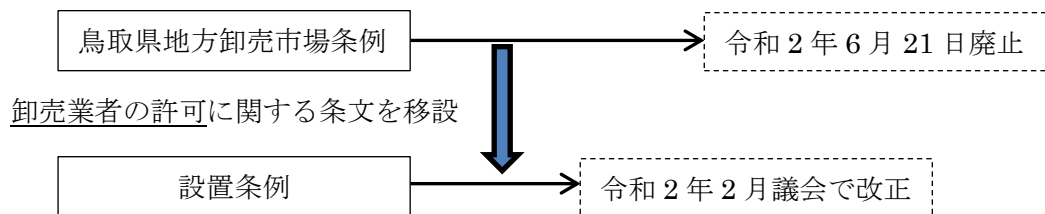
- ・その日の主要な品目の卸売の予定数量、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- ・その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金の種類ごとの交付額

●開設者は、以下の内容についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- ・その日の主要な品目の卸売の予定数量、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2 鳥取県地方卸売市場条例廃止に伴う卸売業者の許可条文の移設

改正卸売市場法の施行（令和 2 年 6 月 21 日）に伴い、鳥取県地方卸売市場条例が廃止となる。卸売業者の許可は、この条例に拠っているため、この部分を設置条例に移設する必要がある。



3 その他の主要な取引ルールの公表

上記の①から⑤以外の取引ルールを設置条例に定める場合は、取引関係者の意見を聴いたうえで、議事録を公開するなどの手続きを経たうえで可能。

その他ルール	内 容	現条例での規制
商物一致の原則	卸売業者は市場内にある物品以外の卸売をしてはならない	第 21 条 ただし、例外規定あり
第三者販売の原則禁止	卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはいけない	第 20 条 ただし、例外規定あり
直荷引きの原則禁止	仲卸業者および売買参加者は、卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。	第 27 条第 2 号 ただし、例外規定あり
自己買受けの原則禁止	卸売業者による卸売の相手方としての買受けの制限	第 3 条第 2 項、第 8 条第 2 項 ただし、例外規定あり
受託拒否の禁止	卸売業者は販売の委託の申込があった場合、正当な理由がなくては拒んではならない	第 19 条第 2 項

仲買業者

仲卸業者：市場において卸売業者から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務を行おうとする者
 売買参加者：市場において卸売業者から卸売を受ける者